

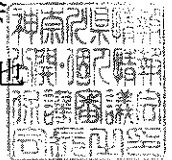
答 申 第 3 4 号  
平成 27 年 11 月 18 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころ  
となる指針の改正について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 47 条の規定に基づき、平成 27 年 10 月 29 日付け  
情公第 9 号で諮問のありました「事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱  
いのよりどころとなる指針の改正について」は、審議の結果、諮問の内容を適当な  
ものと認めましたので答申します。